

小山市事務事業評価シート

令和4年度版

No. 19

1. 基本情報			
<1> 事業・業務名	地区まちづくり推進事業（地区まちづくり活動支援）		<2> 事業・業務の別
<3> 選定基準	② 事業の範囲や経費等について、市の裁量の余地がある事業		事業
<5> 総合計画基本計画での体系	大項目	1 協働によるまちづくりと誰もが活躍できる社会・ひとづくり	<4> 継続業務・新規業務の別
	中項目	1-1 みんなで進める協働のまち	継続業務
	小項目	1-1-3 地区まちづくり	<6> 担当部(局)
	施策	地区まちづくりの推進	都市整備部
<9> 根拠法令・計画等	小山市地区まちづくり条例	<10> 関連・類似事業	まちづくり推進課
<11> 会計	一般	会計	<8> 担当係等
<13> 実施期間	年度 ~ 年度	<12> 予算科目	まちづくり推進係
<15> 実施手法	一部委託	<14> 全体事業費	
		8 款 4 項 1 目	
		23,340 千円	
		「その他」の場合 ()	

2. Do - 実施 -

<16> 事業・業務の概要	平成17年4月に施行した「小山市地区まちづくり条例」に基づく地区まちづくりを推進する							
目的	<17> 事業・業務の目的	地区まちづくり研究会・地区まちづくり推進団体の活動支援をし、地区まちづくりの推進を目的とする						
	<18> 事業・業務の対象	地区まちづくり研究会・地区まちづくり推進団体						
手段	<19> 令和3年度の活動内容	①地区まちづくり研究会・地区まちづくり推進団体への助成金交付 ②地区まちづくり研究会・地区まちづくり推進団体へのコンサルタント派遣						
	<20> 活動指標（活動した量や実績）	指標名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
				計画	実績	計画	実績	計画
		研究会・推進団体の登録・認定数	団体	41	38	39	38	40
	指標とした理由	地区まちづくり研究会、推進団体の登録認定数が増えることにより、小山市において、まちづくり活動の推進区域が広がっていくことが、数値として確認できるため。						
	指標とした理由							

<21> 事業・業務の成果	地区まちづくり条例に基づき、活動を通じて地区まちづくり構想を策定し、小山市地区まちづくり計画として認定する						
---------------	-------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

成果	<22> 成果指標（活動した結果得られた成果の量や実績）	指標名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
				計画	実績	計画	実績	計画
		地区まちづくり計画の認定数	団体	25	24	25	24	26
		活動指標との関係や成果指標とした理由	地区まちづくりの推進の成果としては、まちづくりの実現に向けた取組の目標達成のためには、将来像としての「地区まちづくり計画」の認定が必要であるため。					
	活動指標との関係や成果指標とした理由							

資源	<23> 投入指標（投入するお金の量）	コスト実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
				計画(予算)	実績(決算)	計画(予算)	実績(決算)	計画(予算)	
			千円	36,057	29,101	37,314	26,838	38,814	
		事業費等	千円	20,583	13,627	21,840	11,364	23,340	
		財源内訳	国・県補助金	千円					
			地方債	千円					
			その他	千円					
			一般財源	千円	20,583	13,627	21,840	11,364	23,340
			上記の主な用途	地区まちづくり団体の活動助成金や技術的支援のアドバイザー派遣費用					
		人件費	千円	15,474	15,474	15,474	15,474	15,474	
正職員	千円 × 人役	7,737 × 2.0	7,737 × 2.0	7,737 × 2.0	7,737 × 2.0	7,737 × 2.0			
他の職員		×	×	×	×	×			

3. Check - 評価 -

実績評価	妥当性	<24> 事務事業を実施する目的や対象は妥当か？	1. 妥当である
		理由	小山市が地区まちづくり団体への様々な支援をすることが、協働のまちづくりの推進に必要であることから、目的・対象ともに妥当と考える。
		<25> 事務事業を実施する手段や実施手法は妥当か？	1. 妥当である
		理由	「小山市地区まちづくり条例」に基づく、市民との協働による地区のまちづくりを推進するためには、地区住民を主体としたその活動を支援し、地区特性に応じたきめ細やかなまちづくりの推進には、現行の手法で成果があり、妥当と考える。
		<26> 事務事業の実施に対する市民ニーズはあるか？	2. 変わらずにある
	理由	設立が早く、活動が先行している団体についての取組みが、他の地域へも良い影響を与え、新規地区の立ち上げを望む相談は、変わらずにある。	
	<27> 今後も市が実施する事務事業として妥当か？	1. 妥当である	
	理由	「小山市地区まちづくり条例」において、まちづくりを推進するためには、その実現に向けて、市民と行政がそれぞれの責任と役割のもと、協働で取り組んで行くものであり、妥当である。	
	有効性	<28> 事務事業の成果の向上の余地はあるか？	1. 向上の余地はある
		理由	設立年度により活動内容に格差があることから、地区特性に応じたきめ細やかな支援を実施することで、成果の向上が見込まれるため。
<29> 総合計画基本計画施策への貢献度は大きいのか？		1. 大きい	
理由	地域特性を生かした魅力ある地区まちづくりを推進することで、社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めることができるため、貢献度は大きい。		
効率性	<30> 事務事業の効率の向上の余地はあるか？	1. 向上の余地はある	
	理由	新規団体のまちづくり活動の一層の促進を図るなど、先行団体との活動格差を縮め、本市全体の底上げを図れるよう支援することで、大きく向上すると思われる。	
公平性	<31> 受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	1. 妥当である	
	理由	地区まちづくり団体ごとに地区内の自治会から助成金を受けて活動しており、受益者である地区まちづくり団体や自治会も負	
<32> 総合評価	2. 改善の余地はある	理由	設立が早く、活動が先行し活発な団体の取組みが、他の地区へも良い影響を与えているため、設立年度の異なるまちづくり団体における活動の格差を縮められるよう支援を実施することで、成果の向上が見込まれるため。

4. Action - 改善 -

事業の改善	<33> 事業の課題 事業の改善点	地区まちづくり団体に支援を継続し、組織の熟度が向上することで、まちづくり計画の認定数を増やすこと。また、活動自体が少ない団体には、より充実した支援やアドバイス等によって、まちづくり活動が活性化するように誘導する。新規地区の立ち上げを望む相談については、積極的にフォローアップし、設立に向けて支援する。
-------	----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 Plan - 計画 -

事業の方向性	<34> 1次評価	所属長	3. 現状維持	理由	目的達成に向けて事業を推進しており、より一層の事業推進、成果目標の達成を目指す。
	<35> 2次評価	所管部長	3. 現状維持	理由	更なる事業推進、早期の成果目標の実現を図り、市民がより安心安全に暮らせるまちが形成されるよう支援する。
	<36> 実施計画・今後の方針	地区まちづくり研究会、推進団体への活動助成金交付や、技術的支援のアドバイザー派遣を継続的に実施することにより、まちづくり活動の活性化を図る。			
事業の計画	<37> 活動・成果目標	地区まちづくり条例に基づき、活動を通じて、地区まちづくり構想を策定し、まちづくり計画の認定される団体の増加を促す。			